

2005年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第2回準備委員会に 日本が提出した「作業文書」の概要

軍備管理軍縮課

1. 総論

2005年NPT運用検討会議にむけた運用検討プロセスは、2002年の第1回準備委員会にて円滑に立ち上げられた。日本は、第2回準備委員会においては、NPT締約国が一致してNPT体制への新たな挑戦に対処し、2005年NPT運用検討会議にむけてNPT体制の維持・強化を効果的に図ることが重要と考える。

日本は、唯一の被爆国として「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核3原則を堅持している。小泉内閣を含み歴代の内閣は、非核3原則繰り返し表明しており、今後ともこれを堅持していく立場に変わりはない。

2. 核軍縮

(1) CTBT

CTBT未署名・未批准国、特に発効要件国が、CTBTを早期に署名・批准することを強く求める。日本は、2002年9月CTBTフレンズ外相会合を開催した。CTBT発効までの間、全ての国が核実験モラトリアムを継続すべき。

(2) FMCT

遅滞なく兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を開始すべき。核兵器国を含む全ての国が、FMCT発効までの間、兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを継続する政治的意思を維持すべき。日本は、2003年3月にジュネーブにおけるワークショップを開催した。

(3) 米露核削減

日本は、米露間の戦略攻撃削減条約の署名を、これまで米露がそれぞれ表明してきた戦略核兵器削減を法的拘束力を有する形式（条約）で担保しようとするものとして、高く評価する。米の同条約批准に続いて露が早期に同条約を批准することを希望し、両国が同早期発効を期待。

(4) 非戦略核

非戦略核兵器を有する全ての国が、透明性を確保しつつ非戦略核兵器の削減を行うことが必要。

(5) 旧ソ連諸国に対する非核化協力

日本は、核兵器のない平和で安全な世界を早期に実現するためには、現実的

かつ具体的措置を一つ一つ積み重ねていく以外にないと考えており、積極的に具体的措置を取っている。日本は、既に露に対し、液体放射性廃棄物処理施設を供与し、現在は退役原潜を解体するプロジェクトに日露は取り組んでいる。

(6) 報告

全てのNPT締約国によるNPT第6条（注：核軍縮交渉の義務）履行に関する報告の提出は、2000年NPT運用検討会議最終文書に記された13項目の実際的措置の一つであり、また核軍縮のための重要なステップの一つ。

3. 不拡散

(1) IAEA保障措置の強化

核不拡散体制の信頼性及び効率性の維持やNPTに基づく国際原子力機関（IAEA）保障措置協定不遵守のIAEAによる検知能力の強化は重要。追加議定書の普遍化は、喫緊の課題。

(2) ロシアの余剰兵器級プルトニウムの管理

米露の核軍縮努力の結果、解体された核兵器から兵器級プルトニウム等核物質が大量に抽出されている。同核物質が軍事転用されないよう防止することが喫緊の課題。

(3) 輸出管理

原子力供給国グループ（NSG）等による国際輸出管理は、締約国がNPT第3条2（注：全ての核物質へのIAEA保障措置の適応）を履行する上で重要な役割をはたす。

(4) 核テロリズム対策

国際社会は、核テロを防止するために、国家、地域、国際レベルで協力し、情報交換、国境管理体制、核物質及び核関連施設の防護において、個別及び集団で努力をするべき。放射線源の安全な管理も、極めて重要。

4. 原子力の平和利用

エネルギーの安定的な確保と地球温暖化防止の観点から、安定的な原子力の平和利用は重要。

原子力の平和利用にとって、放射性物質の安全かつ円滑な輸送は必須条件。放射性物質の輸送は、国際法上確立された「航行の自由」に従って行われており、また、国際海事機関（IMO）やIAEA等の信用できる国際機関が定める国際規準に従い、安全確保のため最も慎重な予防措置をとりつつ実施されている。

5. 普遍性と不遵守

(1) 普遍性

キューバの加入を歓迎。印、イスラエル、パキスタン等のNPT非締約国が早期にNPTに加入するよう粘り強い努力を継続すべき。NPTへの早期加入に関する日本の要請に対して、東ティモール側は早期にNPTに加入したいとの回答があった。

(2) 不遵守

(北朝鮮) 日本は、北朝鮮が核兵器を開発、移転、取得或いは保有することを決して認められない。日本は、北朝鮮に対しNPT上の全ての義務そしてその帰結としてIAEAの保障措置協定上の義務を遵守し、核関連施設を再凍結し、核兵器開発計画を検証可能且つ不可逆な形で撤廃するために速やかに行動を取ることを強く要請する。国際社会はこの問題を平和的に解決するよう努力すべき。

(イラク) イラクの大量破壊兵器をめぐる問題は、適切な国際的関与により解決される事が極めて重要。

6. 非核地帯・消極的安全保障 (NSA)

(1) 非核地帯

地域の安定と安全保障に貢献するという条件を満たすような、非核地帯が創設されることを支持する。日本は、中央アジア非核地帯創設のための国連軍縮局の作業を支援している。

(2) 消極的安全保障

軍縮会議において消極的安全保障のアドホック委員会設置を含む作業計画に速やかに合意することを支持する。

7. 市民社会・次世代との対話の強化

過去20年に亘って、450名以上に及ぶ国連軍縮フェローシップの参加者を広島・長崎に招待し、原爆がいかなる悲劇をもたらすものかについての実相を学ぶ機会の場を設けてきた。このような努力を継続してゆく。核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を重視。

(了)